

放射線業務従事承認書(西暦20 年度)

20 年 月 日

分子科学研究所長 殿

機関名

代表者職名

代表者名

職印

所在地

放射線取扱主任者 労務管理責任者^{注1)}

印

(以下は申請者と異なる場合のみ記入)

機関名

- 1. 当機関所属の下記の者は、法^{*}に定められた健康診断、被ばく線量測定及び教育訓練を受けていること、また以下の健康診断及び被ばく線量の記録に間違いがなく、その記録を保管していることを証明します。
- 2. 貴研究所において下記の者が「分子科学研究所に派遣する共同利用研究者等の放射線業務従事に関する了解事項」を承諾の上、放射線業務に従事することを承認します。

^{*}放射線同位元素等の規制に関する法律(昭和32年 法律第167号)(UVSORのみ)
電離放射線障害防止規則(昭和47年 労働省令第41号)

フリガナ	姓	名	職名/学年	
氏名			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	西暦/A. D. 年/Y 月/M 日/D		E-mail	
利用区分	放射光・加速器利用 <input type="checkbox"/> UVSOR (STXM, XMCD 利用も含む)		エックス線利用 <input type="checkbox"/> 機器センター <input type="checkbox"/> その他(研究室)	
提案代表者 所属・氏名	(所属) (氏名) 研究課題提案代表者(施設利用)、または受入教官名(協力研究等)を記入してください			
利用期間	(当該年度における最初の来所予定日) 自 20 年 月 日		(当該年度末日を超えないこと) 至 20 年 月 日	
直近の 健康診断	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり → 異常ありの場合、結果を添付してください。 当研究所にてエックス線のみを利用する者は、空欄でも可			
前年度の 被ばく量	<input type="checkbox"/> 1mSv 未満 <input type="checkbox"/> 1mSv 以上 (mSv) → 健康診断の結果を添付してください。			

注1) 放射線取扱主任者が選任されていない機関については、健康診断の結果・被ばく線量の記録・教育訓練受講記録を管理している部署の責任者(労務管理責任者)が記名・捺印してください。

(以下は分子研記入)

認定欄	放射線取扱主任者	放射線管理責任者	下記のとおり認定します。 認定内容 <u>放射線業務従事者</u>

分子科学研究所に派遣する共同利用研究者等の

放射線業務従事に関する了解事項

1 分子科学研究所において放射線業務従事者となる共同利用研究者及び共同利用研究者に準じる者（以下「共同利用研究者等」という。）は、自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則（以下「規則」という。）に従うものとする。

また、極端紫外光研究施設(UVSOR)を利用する共同利用研究者等は、規則及び自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設放射線障害予防細則を、エックス線装置を利用する共同利用研究者は、規則及び自然科学研究機構分子科学研究所エックス線障害予防細則にそれぞれ従うものとする。

2 分子科学研究所の放射線発生装置等を使用する施設における放射線障害の発生を防止するための管理責任は、分子科学研究所が負うが、共同利用研究者等における放射線障害の発生を防止するための責任は、各所属機関が負うものとする。また、共同利用研究者等が被ばくし、治療を必要とする場合、治療は各所属機関の責任において行うものとする。

3 各所属機関は、共同利用研究者等に対し、法令に定める放射線業務従事者のための健康診断及び保健指導、被ばく線量測定並びに教育訓練（分子科学研究所における放射線発生装置等の安全取扱に係る教育訓練は除く。）を行うものとする。

4 各所属機関は、共同利用研究者等が分子科学研究所において放射線業務従事者となることについて適性であることの判定を行うものとする。

5 各所属機関は、分子科学研究所放射線取扱主任者が求めるときは、次の書類を提出するものとする。

① 外部被ばくによる線量の測定の結果に関する記録

② 実効線量及び等価線量に関する記録

③ 放射線健康診断の記録

④ 教育訓練の記録

注 ①と②については、過去の線量の総和と最近6か月の記録の写し及び③については、最近1年間の記録の写しを提出すること。

6 共同利用研究者等は、分子科学研究所において放射線業務に従事する場合、使用施設に応じて、個人放射線測定用具（ガラスバッジ等）を各所属機関から持参し、装着するものとする。ただし、持参する個人放射線測定用具については、次の表のとおりとする。

なお、ポケット線量計については、分子科学研究所が貸与するものとする。

使 用 施 設	使用する個人放射線測定用具
極端紫外光研究施設(UVSOR)	γ線及び中性子用ガラスバッジ等
極端紫外光研究施設以外の使用施設	X線用ガラスバッジ等*

※所属機関から持参できない場合は、分子科学研究所より貸出したポケット線量計で代用するものとする。

放射線業務従事承認書の作成・提出に関して

1. 承認書作成時の注意事項

◎ 代表者職名・代表者名 欄

業務従事者の人事権を持つ方(例:学長, 事業部長など)の職名及び氏名を記入してください。

業務従事者が学生の場合は、年次に相当する代表者(学部生→学部長, 大学院生→学科長)またはそれ以上の職の方になります。

◎ 放射線取扱主任者/労務管理責任者 欄

放射線取扱主任者が選任されていない機関については、健康診断の結果・被ばく線量の記録・教育訓練受講記録を管理している部署の責任者が記名・捺印するとともに[労務管理責任者]欄にチェックしてください。

◎ 利用区分 欄

利用を予定されている施設・研究室をすべて記入してください。

◎ 提案代表者所属・氏名 欄

複数の研究課題に関わっている場合は、主に行う研究課題(放射光利用がある場合はその課題)の提案代表者/受入教官の所属・氏名を記入してください。

◎ 利用期間 欄

開始日: 当該年度で初めて来所する予定日

終了日: 以下のうち一番早い日付

A. 所属機関において放射線業務従事者として登録を消失する日

B. 卒業・転出等所属機関での身分が消失する日

C. 当該年度末日(3月31日)

複数の期間にわたって実施予定の場合には、従事利用期間は個々に区切らず当該年度全体を包括するよう設定してください。

◎ 直近の健康診断 欄

直近の電離放射線特殊健康診断の結果を記入してください。当研究所にてエックス線のみを利用する業務従事者で、且つ所属機関で電離放射線特殊健康診断を実施(受診)していない場合に限り、空欄でも構いません。

◎ 前年度の被ばく量

「被ばく歴なし」場合は、[1mSv未満]にチェックしてください。

2. 承認書の提出について

記入・押印漏れなどの記載不備がないことを再度確認して郵送してください。

提出期限: 当該年度で初めて来所する予定日の2週間前

提出先: 総務部国際研究協力課・共同利用係、又は主に利用する研究施設(放射光とエックス線装置の両方を利用する場合は UVSOR)

※やむを得ず提出が遅れる場合には、利用する研究室・施設及び安全衛生管理室にご連絡ください。書類作成日から3か月以内に提出された書類のみ有効です。

3. お問い合わせ先

分子科学研究所 安全衛生管理室 放射線部門

E-mail: ray@ims.ac.jp TEL: 0564-55-7328

※装置の仕様や運用状況などは、利用する研究室・施設に直接お問い合わせください。